

関東ろう連盟役員規約

第1章 総則

第1条【目的】

この規約は、関東ろう連盟の役員を選任、就任、退任、服務、報酬等に関する基本的事項について定める。

2ここに定める以外の事項は、規約、関係規則あるいは理事会の決定に従うものとする。

第2条【役員の定義】

この規約で役員とは、理事、監事、評議員をいう。

第3条【適用範囲】

この規約は、原則として本会の役員に適用する。

第4条【規約の遵守】

役員は、この規約を遵守し、誠実に活動し、協力して本会の発展に尽くさなければならない。

第5条【理事の種別】

理事は次の通りとする。

- ① 理事長
- ② 副理事長
- ③ 事務局長
- ④ 組織部長
- ⑤ 財務部長
- ⑥ 企画部長
- ⑦ 福祉対策部長
- ⑧ 手話対策部長
- ⑨ 労働対策部長
- ⑩ 教育対策部長
- ⑪ 体育部長
- ⑫ 高齢部長
- ⑬ 女性部長
- ⑭ 青年部長
- ⑮ 部付理事

2必要あるときは、理事会の決議により、理事種別の兼務を行うことができるものとする。

3理事及び監事の兼務はこれを認めない。

第2章 選任

第6条【理事の選任】

理事の種類は、自動理事・推薦理事・選挙理事とする。

2自動理事の定数は加盟団体の会員数に基づき、別表1の通りとする。

3青年部・女性部・高齢部・体育部の委員会で選出された委員長は、推薦理事とし評議員の資格を付与する。

4全日ろう連の理事、監事及び議長の候補者は選挙理事として選出し、全日ろう連の選出結果に関わらず関東ろう連盟理事を務める。

5青年部・女性部・高齢部の全国ブロック委員会から推薦された全日ろう連の理事は、推薦理事とし、評議員の資格を付与する

第7条【監事の選任】

評議員会における監事の選挙の定数は2名とし、一加盟団体からの立候補者は1名のみとする。

第8条【評議員の選任】

評議員定数は（一財）全日本ろうあ連盟役員選考規則に準ずるものとする。

2 委員会選出評議員の定数は、青年部・女性部・高齢部・体育部から各2名とする。但し、委員長は推薦理事として評議員の資格を持つものとする。

第9条【参与等の委嘱】

参与は理事会の議決を経て代表が委嘱する。

第10条【役員の任期】

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、評議員の任期は全日ろう連役員選考規則に準じて、4年とする。

2 任期の満了前に退任した役員の補充者は、前者の残任期間を任期とする。

第3章 退任

第11条【役員の退任】

役員が次の各号の一に該当する場合は、退任とする。

- ① 任期満了
- ② 死亡
- ③ 辞任
- ④ 解任
- ⑤ 資格喪失

第12条【任期満了】

役員はその任期が満了したときに役員たる資格を失う。ただし規約等に別の定めがあるときはこの限りではない。

第13条【辞任】

役員が辞任しようとする場合は、原則として1ヶ月前までに理事長に届け出なければならない。

第14条【解任】

役員の解任は評議員会の決議により決定する。

第4章 服務

第15条【心得】

役員は本会の運営に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 会則・規約・関連規則等に従い、所管業務を遂行する。
- ② 本会の方針および代表の指示に基づき、業務を計画的に処理する。
- ③ 本会および所轄部局の統一を図り、他部局との連絡を密にする。

第16条【機密保持】

役員は、本会の機密を保持し、本会の不名誉あるいは不利益となる行為をしてはならない。

第17条【禁止事項】

本会の承認なくして、本会の類似事業を営むこと。

2 職務上の地位を利用して、手数料、リベート、供給を受ける等、職務の公正を害し、または害する恐れのある行為をすること

第18条【出張】

役員が出張する場合は、別に定める「旅費規約」にもとづき出張旅費を支給する。

附則

第 19 条【規約の改定】

この規約の改定は、評議員会で3の2以上の議決を経なければならない。

この規約は昭和 49 年 2 月 24 日より制定施行する。

この規約は平成 6 年 4 月 1 日より改正施行する。

この規約は平成 12 年 4 月 16 日より改正施行する。

この規約は 2007 年（平成 19 年）4 月 22 日より改正施行する。

この規約は 2009 年（平成 21 年）4 月 26 日より改正施行する。

この規約は 2012 年（平成 24 年）4 月 22 日より改正施行する。

この規約は 2016 年（平成 28 年）4 月 日改定施行する。

別表 1

自動理事の定数表

都県協会の会員数	自動理事
900 名以上	2 名
899 名以下	1 名